(環境省)

		(環境省)
制度	名	グリーン投資減税
税	目	法人税、所得税
	はネ今提択資を等に、い後示適の促新にこ	制度のコンセプト ネルギーの環境への適合及びエネルギーの安定供給確保の実現のために 需要・供給両面において、エネルギー起源CO2排出削減や再生可能 ギー導入拡大に資する設備投資の加速化が不可欠である。このため、 普及を加速化すべきものとして政策的に重点投資を促す設備等を明確に するとともに、 投資意欲のある企業に対し、税額控除、特別償却の選 用を可能とすることにより、裾野の広い高効率な省エネ・低炭素設備投 加速化や、再生可能エネルギー利用設備を導入する新たな担い手の拡大 すことが必要。 成長戦略の観点からも、特に成長・競争を促すべき最先端の機器・技術 ついては、支援措置の深掘り・重点化が重要である。 うした観点から、新たな投資促進税制を創設し、環境エネルギー産業・ の成長といった好循環を形成し、世界をリードする低炭素成長社会を実 る。
要	0 2	対象者 色申告書を提出する法人又は個人のうち、対象設備(エネルギー起源C 排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に資する設備)に対する投資 施した者
望 の	(工で一部く量)	対象設備 ネルギー基本計画においては、産業、運輸、業務部門のそれぞれについ O2削減目標が示されている。本税制は、その目標達成を通じてエネル の環境への適合を図るべく、部門ごとに対象設備を設定する。その際、 門に共通して、 個々の設備ごとに )エネルギーの使用の合理化に著 資すること、又は )使用に際してのエネルギーの消費に係るCO2排 が著しく低いことを要件とし、かつ、 当該設備を本税制措置の対象と ことにより、相当程度の需要の増大が見込まれるため、エネルギー起源
内	CO 化す ま	2排出量の削減に相当程度寄与することが見込まれる設備に対象を重点
容	<ul><li>てーをす 償 限20</li><li>政、導供る普却中度%</li></ul>	通償却に加えて、基準取得額の 40%相当額を限度として償却できる特別小企業者に限り、基準取得価額の 7%相当額の税額控除。ただし、その控除額がその事業年度の法人税額の 20%相当額を超える場合には、その相当額を限度とする。
	· 企 象設	措置期間 業の設備投資においては意思決定までに長期間を要し、特に本税制の対 備に関しては、意思決定から導入までにさらに長期間を有することか 投資効果を最大限に引き出すために税制措置期間を3年とする。 平年度の減収見込額 40,340 百万円 (制度自体の減収額) ( - 百万円)

政策目的

近年、地球温暖化問題の解決に向けたエネルギー政策に関する内外からの要請が急速に高まっている。また、新興国等におけるエネルギー需要の増大により、エネルギーの安定供給の確保は、これまで以上に重要な課題となっている。さらに、エネルギー・環境分野に対する経済成長の牽引役としての期待が高まっている。こうしたエネルギー政策を巡る内外の環境変化を踏まえ、エネルギー基本計画及び新成長戦略では、以下の政策目標が掲げられている。

エネルギー基本計画(平成22年6月)

・エネルギー起源 C O 2 は、2030 年に 90 年比 30%程度もしくはそれ以上の 削減

(産業部門) 1990年: 487百万トン 2030年: 350百万トン(27%) (運輸部門) 1990年: 217百万トン 2030年: 154百万トン(29%) (業務部門) 1990年: 164百万トン 2030年: 104百万トン(37%)

・一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について 2020 年まで に 10%に達することを目指す。

新成長戦略(平成22年6月)

(2020年までの目標)

- ・50 兆円超の環境関連新規市場
- ・140 万人の環境分野の新規雇用
- ・日本の民間ベースの技術を活かした世界の温室効果ガス削減量を 13 億トン以上とすること(日本全体の総排出量に相当)

こうした政府レベルの目標に即し、 エネルギー基本計画の目標達成を通じたエネルギーの環境への適合、 エネルギーの使用合理化やエネルギー源の多様化等のエネルギー需給構造改革を通じたエネルギー安定供給の確保、 環境エネルギー産業・市場の成長を政策目的とする「グリーン投資減税」を創設する。

施策の必要性

エネルギーの環境への適合及びエネルギー需給構造の改革のためには、需要・供給両面において、エネルギー起源CO2排出削減や再生可能エネルギー導入拡大に資する設備投資の加速化が不可欠である。このため、 今後普及を加速化すべきものとして政策的に重点投資を促す設備等を明確に提示するとともに、 投資意欲のある企業に対し、税額控除、特別償却の選択適用を可能とすることにより、裾野の広い高効率な省エネ・低炭素設備投資の加速化や、再生可能エネルギー利用設備を導入する新たな担い手の拡大を促すことが必要である。

また、新成長戦略(本年6月閣議決定)の観点からも、「再生可能エネルギーの普及拡大支援策や、低炭素投融資の促進、情報技術の活用等を通じて日本の経済社会を低炭素型に革新」、「エコ住宅の普及、再生可能エネルギーの利用拡大や、ヒートポンプの普及拡大、LEDや有機ELなどの次世代照明の100%化の実現などにより、住宅・オフィス等のゼロエミッション化を推進」との記載もあるとおり、特に成長・競争を促すべき最先端の機器・技術等については、支援措置の深掘り・重点化が必要である。

なお、エネルギーは、国民生活のあらゆる活動に必要とされることから、その環境への適合や安定供給の確保は国家的な課題であり、政府が主体として施策を講じることが必要不可欠である。

エネルギー基本計画で示された「2030 年目標」を達成すると

 今
 合
 政策体系におけるの数策目的のの

 四
 世
 位置付け

エネルギー基本計画で示された「2030年目標」を達成するとともに、新成長戦略で示された環境関連市場を創出し、世界をリードする低炭素成長社会を実現する上で、税制を含めた政策総動員が重要である。

本税制はエネルギー基本計画の目標達成税制として位置づけられる必要不可欠な措置である。

(参考)「エネルギー基本計画」(平成 22 年 6 月閣議決定)第2章第4節 「政策手法のあり方」 本基本計画その他の法律等により政策的支援の必要性・緊要性が位置づけ

新

設 •

拡充

又

は

延長

を必要

とす

由

る

理

#

		られるものについては、規制・予算・税制・金融措置などの政策を総動員し、最小の国民負担で最大の効果と全体最適が確保されるポリシーミックスを構築していくことが重要である。また、非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第7条において、「政府は、非化石エネルギーの開発及び導入を促進するために必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。」こととされている。
	政 策 の 達成目標	(産業部門) 産業部門において世界最高のエネルギー利用効率の維持・強化を図る。 2030年には1990年比27%のCO2削減。 (運輸部門) 必要な政策支援を積極的に講じた場合における、乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を、2020年までに最大で50%、2030年までに最大で70%とすることを目指す。 2030年には1990年比29%のCO2削減。 (業務部門) ビル等の建築物については、2020年までに新築公共建築物等でZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)を実現し、2030年までに新築建築物の平均でZEBを実現することを目指す。 2030年には1990年比37%のCO2削減。 (新エネルギー部門) 2020年までに一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について、10%に達することを目指す。
	租税特別措 置の適用又 は延長期間	平成 23 年度 ~ 25 年度
	同上の期間 中 の 達 成 目 標	エネルギー起源 C O 2 排出量削減効果:   (産業部門) 12.2 百万トン   (運輸部門) 1.1 百万トン   (業務部門) 3.6 百万トン   再生可能エネルギー導入拡大効果: 1.5 百万 kl(原油換算)
	政策目標の 達 成 状 況	< エネルギー起源 C O 2 排出削減目標 > (2007 年現在の C O 2 排出量 2030 年の目標) 産業部門:467 百万トン 350 百万トン 25%の削減が必要 運輸部門:245 百万トン 154 百万トン 37%の削減が必要 業務部門:243 百万トン 104 百万トン 57%の削減が必要 < 再生可能エネルギー導入目標 > 一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合 6% (2008 年)。目標は、2020 年までに10%。
有	要 望 の 措 置 の 適用見込み	適用事業者数(見込み) 平成23年度のべ67,000 産業部門:32,000 産業部門:17,000 業務部門:17,000 再生可能エネルギー部門:1,000 (経済産業省ヒアリング調査を基に推計) 業種、事業規模を問わず、幅広い事業者による適用が見込まれる。
性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	〈平成 23 年度から平成 25 年度におけるエネルギー起源CO 2 排出削減効果 > (産業部門)12.2 百万トン 2030 年には 90 年比 27%のCO 2削減を目標としているところ、上記は 90 年排出量の 2%に相当し、相当程度の効果が見込まれるため、手段として有効であると考えられる。 (運輸部門)1.1 百万トン 2030 年には 90 年比 29%のCO 2削減を目標としているところ、上記は 90 年比 29%のCO 2削減を目標としているところ、上記は 90 年排出量の 0.5%に相当し、一定の効果が見込ま

		れるため、手段として有効であると考えられる。
		(業務部門)3.6百万トン 2030年には 90年比 37%のCO2削減を目標としているとこ
		ろ、上記は 90 年排出量の 2%に相当し、相当程度の効果が見込
		まれるため、手段として有効であると考えられる。
		< 平成 23 年度から平成 25 年度における再生可能エネルギー導    入見込み >
		八兄匹の~   1 . 5 百万 kl(原油換算)
		08 年の再生可能エネルギー量の 1%に相当し、相当程度の効
		果が見込まれるため、手段として有効であると考えられる。
		(運輸部門)1.1百万トン   2030年には 90年比 29%のCO2削減を目標としているとこ
		3、上記は 90 年排出量の 0.5%に相当し、一定の効果が見込ま
		れるため、手段として有効であると考えられる。
		(業務部門)3.6百万トン
		2030 年には 90 年比 37%のCO2削減を目標としているとこ   ろ、上記は 90 年排出量の 2%に相当し、相当程度の効果が見込
		まれるため、手段として有効であると考えられる。
		<平成 23 年度から平成 25 年度における再生可能エネルギー導
		入見込み >   1 . 5 百万 kl ( 原油換算 )
		1.3日月161(原油奨算)   08 年の再生可能エネルギー量の 1%に相当し、相当程度の効
		果が見込まれるため、手段として有効であると考えられる。
		・自動車税のグリーン化
		電気自動車、燃料電池自動車 等 ・低公害自動車に係る自動車取得税の税率に関する軽減措置
	当該要望項	電気自動車、燃料電池自動車 等
	目以外の税	・低公害用車燃料供給設備に係る特例措置
	制上の支援 措 置	電気充電設備、水素充てん設備  ・自動車重量税・自動車取得税の時限的減免措置
		・ 日勤単単重代・ 日勤単取待代の時限的減免指量   電気自動車、燃料電池自動車 等
		・太陽光発電設備に係る課税標準の特例
		太陽光発電設備
		省エネルギー関連 < 平成 22 年度予算ベース >  ・エネルギー使用合理化事業者支援事業 ( 240 億円 )
	予算上の	・住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進(77 億円)
	措置等の	新エネルギー関連
	要求内容	・新エネルギー等事業者支援対策事業(289 億円) 次世代自動車の技術開発・導入促進
	及び金額	・クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(124 億
相		円)
11	上記の予算	予算上の措置は、本税制の対象設備と比して、より先端的な
当	上の措置等	実証段階にある設備の導入支援、並びに長期的な視点から重要  な役割を担う技術開発を推進するための措置である。これに対
	と要望項目	して、本税制措置は、導入段階にありながらも初期費用の制約
1±	との関係	により十分に普及していない設備・システムについて導入支援
		を行うものである。   エネルギー基本計画においては、「本基本計画その他の法律等
		│により政策的支援の必要性・緊要性が位置づけられるものにつ │
	要望の措置 の 妥 当 性	いては、規制・予算・税制・金融措置などの政策を総動員し、
		最小の国民負担で最大の効果と全体最適が確保されるポリシー ミックスを構築していくことが重要である」とされている。
		│用の合理化に著しく資する設備等に対象を絞り込むことに加 │
		え、 本税制措置の対象とすることにより、相当程度の需要の
		増大が見込まれるため、エネルギー起源CO2排出量の削減に │ │相当程度寄与することが見込まれる設備に対象を重点化するこ │
		ととしている。このように、政策目的に照らして効果の高い設
		備に支援対象を重点化し、必要最小限の国民負担で最大限の効
		田 が付きねっ レンルー テンス
		果が得られるようにしている。   また 上記のように予算措置で開発・宝証された設備を末段
		果が得られるようにしている。 また、上記のように予算措置で開発・実証された設備を本税 制により普及拡大を図るというポリシーミックスを構築し、重 複のない、かつ、連続した施策手段を講じている。

		本税制の新設に伴い廃止となる予定の「エネルギー需給構造   改革推進税制」(エネ革税制)に関する実績
	租税特別 措 置 の 適用実績	取得価額 特償実施額 税額控除実施額 (単位:百万円) 平成19年度 560,137 85,303 5,933 平成20年度 353,956 49,344 4,691 平成21年度 343,973 158,348 3,186 平成22年度 414,251 176,223 4,772 経済産業省調査 平成21・22年度は即時償却が導入されている。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	本措置によりエネルギー需給構造改革推進設備等への投資時の 負担の軽減が図られることから、投資促進の効果が期待される。 具体的には、経済産業省が実施したアンケート調査の結果を踏まえると、エネ革税制による平成 19 年度の総投資誘発額(工業税制が存在しなければ実現しなかったと考えられる投資額(投資促進額)に加えて、エネ革税制により後押しされた投資額を含むもの)は約 2,784 億円であった。エネ革税制による設備投資額の統計値(法人企業統計(財務省調査)の年次別調査結果)と同様に対前年比で - 38.3%になると仮定すれば約 1,718億円となるところ、実際にはアンケート調査による試算で約2,052億円となり、これらの差分である約 334億円分について本来であれば失われた可能性がある設備投資を底支えする効果があったと考えられる。 平成 22 年度の事業評価においても、同様の評価を行っている。
	前回要望時 の達成目標	< 平成 23 年度までの目標 > (1)エネルギー需要構造の改革「長期エネルギー需給見通し」に示された 2010 年度の産業部門のエネルギー最終消費量 172 原油換算百万 kl、業務他部門のエネルギー最終消費量 76 原油換算百万 kl の達成に向け、省エネ設備投資を促進する。 (2)エネルギー供給構造の改革「長期エネルギー需給見通し」に示された 2010 年度の新エネ導入量 1,910 原油換算万 klの達成に向け、新エネ設備投資を促進する。
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	上記の目標に対する現状は、以下のとおりであり、平成 23 年度の達成に向けて概ね順調であると評価できる。 (1)エネルギー需要構造の改革 産業部門のエネルギー最終消費量 2008 年度: 162 原油換算百万 k l 業務他部門のエネルギー最終消費量 2008 年度: 75 原油換算百万 kl (2)エネルギー供給構造の改革 新エネルギーの導入 2008 年度: 13 原油換算百万 kl
これまでの 要 望 経 緯		エネルギー需給構造改革推進税制を廃止して、本税制措置を創設。